

熊本県歯 30年度 No.1

2018.7.31発行

国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

特定健診を必ず受診してください

自覚症状がないまま進行し忍び寄る生活習慣病。その前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見・改善するために、本組合では「特定健診」を実施しています。毎年の健診で自分の健康状態を知り、健康リスクを把握しましょう！

毎年度、目標受診率(70%)が達成できない状態が続いており、このままでは国からの補助金が削減されることになり、結果的には保険料の更なる値上げにつながる可能性があります。甲種・乙種組合員、そのご家族など、対象者の方は全員受診しましょう！

特定健診でわかること

- 身長・体重・腹囲 → 肥満度・内臓脂肪の蓄積度
- 血圧 → 高血圧症
- LDL・HDL・中性脂肪 → 脂質異常症
- GOT・GPT・ γ -GTP → 肝機能
- 血糖・HbA1c・尿糖 → 糖尿病
- 尿酸・クレアチニン・尿蛋白 → 腎機能

※医師の判断で、貧血・心電図・眼底検査を実施することがあります。



対象者

年度内 40歳～75歳未満の歯科医師国保組合に加入している方

・受診時に被保険者であること。

・昭和53年4月1日～昭和54年3月31日生まれの方は、今年度から特定健診対象者です。

※ただし、妊産婦や病院又は診療所に6ヶ月以上入院している方などは対象となりません。

健診日程・会場

本組合では、県歯会主催の健康診断で特定健診を実施しています。

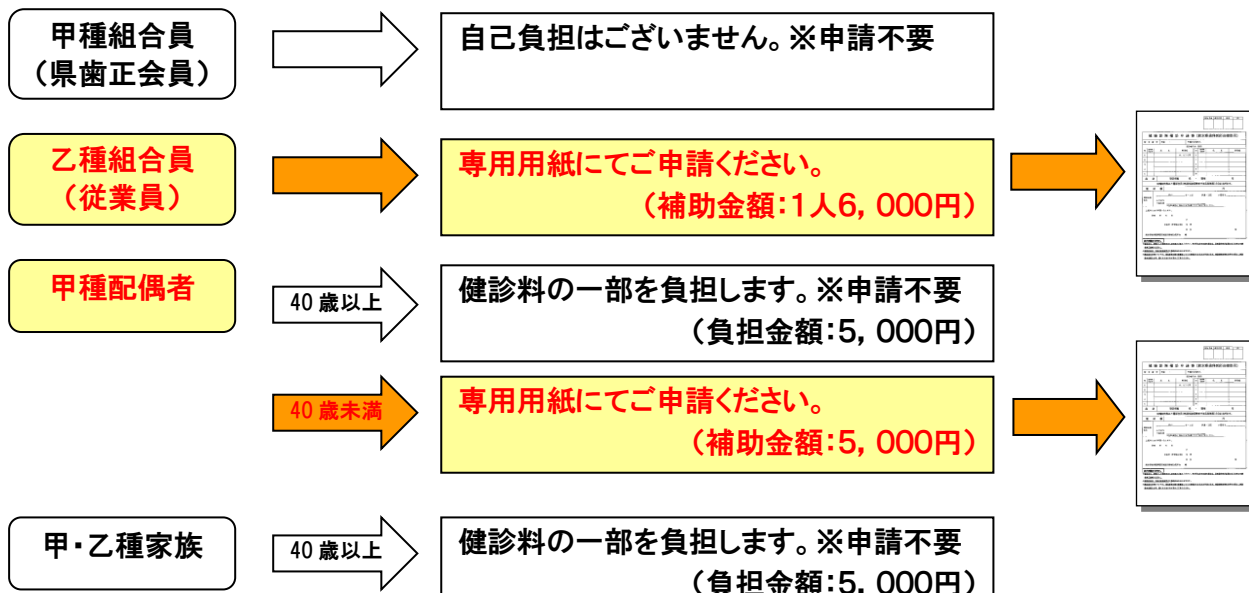
健診日程・会場については、県歯会から別途お知らせしていますので、ご確認ください。

申込方法

健診機関から申込書が届きますので、直接お申込みください。

平成30年度 県歯会主催の健康診断補助(負担)

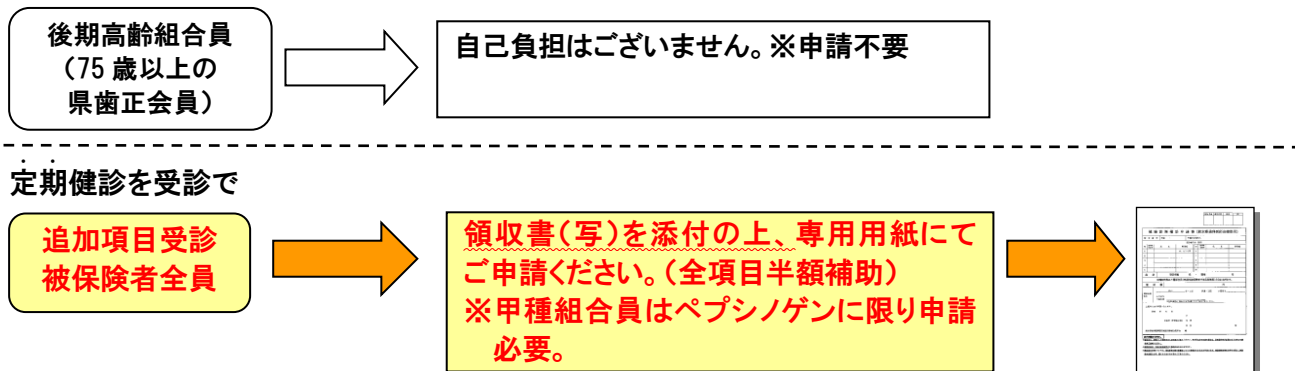
健診料金 1) 定期健診：9,720円 2) 特定健診：7,714円



※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため、組合で5,000円を負担します。(申請不要)
後日、県歯会より届く健診料の請求額は、負担分5,000円を差し引いた金額になります。



* 県歯会主催以外の健康診断を受けられた場合、上記と異なり申請書が必要なものもございますので、ご不明な点は本組合までご連絡ください。

補助申請は年度内(H31.3.31まで)にお願いいたします！

※申請用紙は、県歯会ホームページのトップページにある関連サイト「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。

70歳以上の高額療養費自己負担限度額の変更

医療保険制度の改正により、平成30年8月から70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が、下記のとおり一部変更となります。

【平成30年7月まで】

所得区分	外来 (個人単位)	入院 (世帯単位)
現役並み	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈4回目から 44,400円〉
一般	14,000円 〔年間上限 14.4万円〕	57,600円 〈4回目から 44,400円〉
低所得	II	24,600円
	I	15,000円

【平成30年8月から】

所得区分	外来 (個人単位)	入院 (世帯単位)
現役並み	III	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈4回目から 140,100円〉
	II	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈4回目から 93,000円〉
	I	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈4回目から 44,400円〉
一般	18,000円 〔年間上限 14.4万円〕	57,600円 〈4回目から 44,400円〉
低所得	II	24,600円
	I	15,000円

限度額適用認定証の交付

70歳未満の方と70歳以上の現役並みII・Iと低所得II・Iの方が、入院や手術などで医療費が高額になりそうな時に、事前に本組合で認定証の交付を受けて、保険証と一緒に医療機関等に提示することで、1か月(暦月)の保険内診療の一部負担額が自己負担限度額までに軽減され、ご用意いただく金額が少なくて済みます。

※認定証の交付には、まず本組合への申請が必要です。認定証が必要になった段階でお早めにご連絡をお願いします。さらに、認定証は8月が更新月のため、引き続き必要な方も新たに申請をお願いいたします。(申請書は、[県歯会ホームページのトップページにある関連サイト「国保組合からのお知らせ」](#)からダウンロードできます。)

※限度額適用認定証の交付を受けていなくても、高額療養費支給に該当すると思われる方には、入院等されてから、約2か月後に本組合より申請書を送付しております。その他、ご自身で該当すると思われる場合は本組合へお問い合わせください。

所得調査の実施

厚生労働省からの通達により、「国民健康保険組合の被保険者に係る課税標準額の調査」を、今年度実施することとなりました。

この調査は、所得調査と呼ばれ、国民健康保険組合に対する国庫補助額の算定のための基礎資料となるものです。調査対象は全組合員ではなく、抽出された組合員とその家族です。（厚生労働省の定める一定の抽出方法で、熊本県により抽出されます。）

調査方法は、厚労省からの通達により、マイナンバーを利用した情報連携による調査を原則としております。しかし、情報連携による調査が出来なかった場合は、対象の組合員に直接調査票等の提出をお願いすることとなりますので、その際はご理解・ご協力の程をよろしくお願いいたします。

各種申請書類のダウンロード

現在、組合員の皆様がダウンロードしやすいように、各種申請書類（健康診断・人間ドック・インフルエンザ補助申請書等）を県歯会ホームページのトップページにある関連サイト「国保組合からのお知らせ」に掲載しております。

出来るだけダウンロードの上、申請いただくようにご協力をお願いいたします。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

加入・喪失の場合は、その日から14日以内に本組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

特に、社労士等へ手続きを委託される場合には、甲種組合員（事業主）が責任を持って期日までに手続きが完了するように、ご連絡をお願いいたします。

さらに、喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。資格を喪失（退職等）された時点で、被保険者証は使用できません。

『医療費通知』（平成30年1月～4月診療分）の送付

30年1月～4月に医療機関へ通院された方には、医療費通知（別添のハガキ）を送付しております。乙種組合員（従業員）の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。